

No. 1896
2024年
7月15日
月曜日発行

ひろしま北 民商ニュース

〔発行所〕**広島北民主商工会**
広島市安佐南区緑井
6丁目12番10号
TEL 879-4060
FAX 879-4064
e-mail: kitaminsyou@yahoo.co.jp

自主記帳・自主計算
自主申告を貫こう!



『調整給付』のお知らせが
届いた方は、必ずチェックを!!
申請期限 10月31日(消印有効)

広島市簡易徴収方式支給給付金(調整給付)支給確認書の送付について

この確認書は給付金の支給対象者にお送りしています。以下の内容をご確認の上、申請期限までお手紙ください。

申請期限 令和6年10月31日(木) お客様番号 []

調整給付とは
調整給付とは、令和6年度に実施される所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年度分推計所得額又は令和6年度分個人住民税所得額を上回る)方に対し、減税額との差額を1万円単位で切り上げて算出した額を支給するものです。

確認書の記入方法
①確認日・支給対象者氏名・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。
②受取を希望する口座をご記入ください。
金融機関の口座がない方、金融機関から着く場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方は(現金書留による支給を希望する場合)欄に記入してください。本人以外の方の口座を希望する場合は、(代り人確認・受取を希望する場合)の太枠内に、必要事項を記入してください。

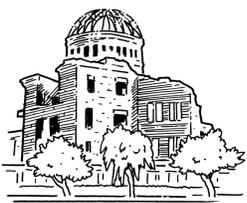
支給額控え
所得税 30,000円 × [] = []
個人住民税所得割 10,000円 × [] = []
調整給付金支給額 (9年1万円単位で切り上げ) []

申告期に税金が減税されることになり、それと同時に、定額減税の可能額を使い切らない方も出てきます。今回、上記のお知らせが届いている方は、令和5年の所得税・令和6年分住民税を基に、定額減税を使い切らないと「見込まれる方」に届いています。

お住いの自治体から、『〇〇〇価格高騰重点支援給付金(調整給付)のお知らせ』が届いている方は、必ず中身をチェックしましょう。今年度、所得税・住民税への『定額減税』が実施されます。すでに給与所得者は給料から、年金受給者は年金から、所得税が減額(給付ではありません)され始めていますが、確定申告をする個人事業者の皆さんも、確定

原水爆禁止世界大会 8・6カンパのお願い

7月の班集金で当番さんなどに8・6カンパのお願いの袋を届けさせていただきます。引き続き8月まで取り組んでいますので、当番の皆様、会員・読者の皆様は、集金の折などに協力程よろしくお願ひします。



提出方法

【確認書(提出用)】 + 【本人確認書類】 + 【口座確認書類】

※代理人が手続きする場合は、代理人の本人確認書類・代理人と支給対象者の関係性を確認できる書類が必要です。

返信用封筒に入れて投函してください。

添付書類として
支給対象者の本人確認書類
・マイナンバーカード(表面)
・運転免許証
・健康保険証
・年金手帳 などいずれか1つ(氏名、生年月日が記載された部分)
指定する口座確認書類
・通帳
・キャッシュカード など口座情報が分かるものを1つ(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が分かる部分)

確認書に加えて、上記の確認書類のコピーを申請期限までに返信用封筒に入れてご返送ください。(本人確認書類)と【口座確認書類】を1枚にあわせてコピーしてもかまいません。
※健康保険証(介護保険証は除く。)の場合は、「記号」及び「保険者番号」を、年金手帳の場合は、「基礎年金番号」を見えないよう(紙で隠してコピーする、コピー後にマジック等で塗りつぶしをするなど)にしたものを同封してください。

広島市小規模修繕登録制度

安佐北区役所懇談に 参加ください

日時 7月16日(火) 10時30分
場所 安佐北区役所
※15分前に1階ロビーに集合

同制度の一層の活用を求めて、今年も区役所の担当職員さんや学校事務センターにも同席をお願いして、右記日程で懇談をおこないます。仕事の受注にもつながる懇談ですので、ぜひ多くの参加をお願いします。

昨年の懇談の様子

届いていない方は、①の内容は以下の2パターンあり、①マイナンバーに口座情報が登録されている方と、②口座情報が登録されて

②の、口座情報を登録していない方は、同封の「確認書」に、「本人確認書類」・「口座確認書類」のコピーを添付して、期限までに返送する必要があります。手続きを忘れていた方は、お知らせが届いた方は「調整給付金」を受給できないことになるので、ご注意ください。

【陶山記】
すべての国民が減税が給付の対象となる制度なのに、手続き漏れで受給資格が無くなる事は納得できませんが、申請期限が10月31日までとなっていますので、お知らせが届いた方は忘れずに必ず手続きをしておきましょう。

お知らせ 交流会参加のため、
事務局員が不在となります
◎7月22日(月)〜23日(火)

山口県で『全商連事務局員交流会 中国・九州ブロック』が開催され、北民商から陶山、牛田、磯道の3名が参加します。期間内は、民商事務所はパート2名で、午前10時〜午後4時の時間帯に留守番をしています。急ぎの相談などがある場合は、ご注意ください。